

| 法令違反行為 | 分類 |
|---|---------------------|
| (1) 刑法第240条、第241条又は第243条（第240条又は第241条第3項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為 | B |
| (2) 刑法第95条、第152条、第235条、第236条、第238条、第239条、第243条（第235条、第236条、第238条又は第239条に係る部分に限る。）、第246条から第250条まで、第252条から第254条まで、第256条、第258条又は第259条に規定する罪に当たる行為 | C |
| (3) 刑法第261条又は第263条に規定する罪に当たる行為 | E |
| (4) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条に規定する罪に当たる行為 | C |
| (5) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項第13号、第14号、第2項（第1項第14号に掲げる罪に係るものに限る。）、第4条（第3条第1項第13号、第14号又は第3条第2項（第1項第14号に係る部分に限る。）に掲げる罪に係るものに限る。）、第10条（第3項に係る部分を除く。）又は第11条に規定する罪に当たる行為 | C |
| (6) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第3項に規定する罪に当たる行為 | D |
| (7) 古物営業法第31条に規定する罪に当たる行為 | B |
| (8) 古物営業法第32条又は第33条（第5号（第21条の7の規定による警察本部長等の命令違反に係る部分に限る。）を除く。）に規定する罪に当たる行為 | C |
| (9) 古物営業法第34条第1号、第2号又は第35条（第1号（第10条の2第2項の規定違反に係る部分に限る。）を除く。）に規定する罪に当たる行為 | D |
| (10) 出入国管理及び難民認定法第73条の2に規定する罪に当たる行為 | C |
| (11) 関税法第111条第1項又は第3項に規定する罪に当たる行為 | C |
| (12) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第16条（第3条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為 | D |
| (13) 法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(12)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。） | O |
| (14) 法又は法に基づく命令以外の法令の規定に違反する行為で(1)から(12)までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。） | I |
| (15) (1)から(14)までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは幫助する行為又は当該行為を教唆する行為 | 当該法令違反行為に係る分類と同一の分類 |